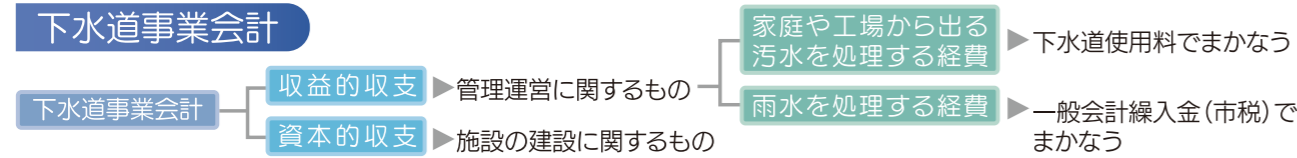


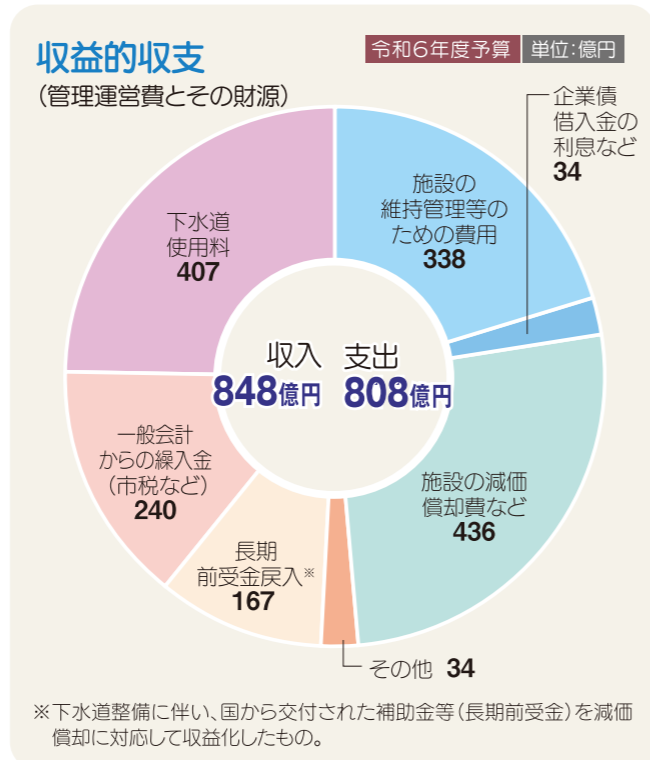
# 下水道事業の財政

下水道事業は、経常収支が明らかになるように、一般会計とは別に特別会計「下水道事業会計」を設けて運営しています。その経理については、地方公営企業法の財務規定等を適用し、管理運営に関するもの(収益的収支)と施設の建設に関するもの(資本的収支)に分かれています。



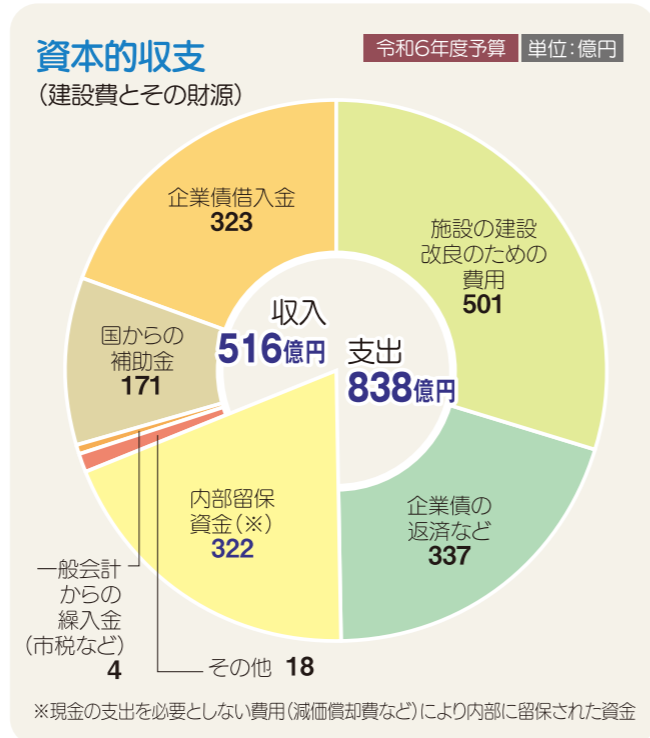
## 収益的収支(管理運営費とその財源)

管理運営費は、下水道管のしゅんせつ・抽水所や下水処理場の運転管理・工場排水の規制など下水道施設の維持管理に要する人件費や物件費、施設の減価償却費や建設時に借り入れた企業債の支払利息等で構成されていますが、簡素で効率的な事業運営を行うことにより、その節減に努めています。この費用のうち、雨水の排除に要する経費は、原因者が特定できず、その効果が広範囲に及ぶことから市税等(一般会計からの繰入金)でまかない、家庭や工場から排出される汚水を処理する経費は、下水道使用料として、使用者に負担していただいています。



## 資本的収支(建設費とその財源)

建設費は、下水道施設の建設改良費や建設時に借り入れた企業債の元金償還金等から、また、その財源は国庫補助金や企業債等から構成されています。国庫補助金は、下水道施設の建設を推進していくための重要な財源です。補助対象となる事業の範囲は限定されており、補助率は主要な管きょやポンプ場(下水処理場内に設置されているものを含む)は2分の1、下水処理場は10分の5.5となっています。企業債は、膨大な建設事業費をまかなうとともに、償還金を通じて世代間の負担の公平を図るために発行が認められています。建設事業の推進に伴う企業債の未償還残高は、令和6年度末には約4,530億円となる見込みです。



## 下水道使用料

大阪市は下水道使用料を平成13(2001)年から据え置いています(消費税等抜き)。下水道使用料には、汚水の量による一般汚水使用料と、汚れの程度による水質使用料があります。なお、実際の下水道使用料の額は、下の表により算出した額に消費税等相当額を足して得た額(1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる)となります。一般汚水使用料は、使用した水量が多くなればなるほど単価が高くなる逓増制を採用しています。水質使用料は、高濃度汚水の排出者から、一般汚水使用料に加算して徴収しています。

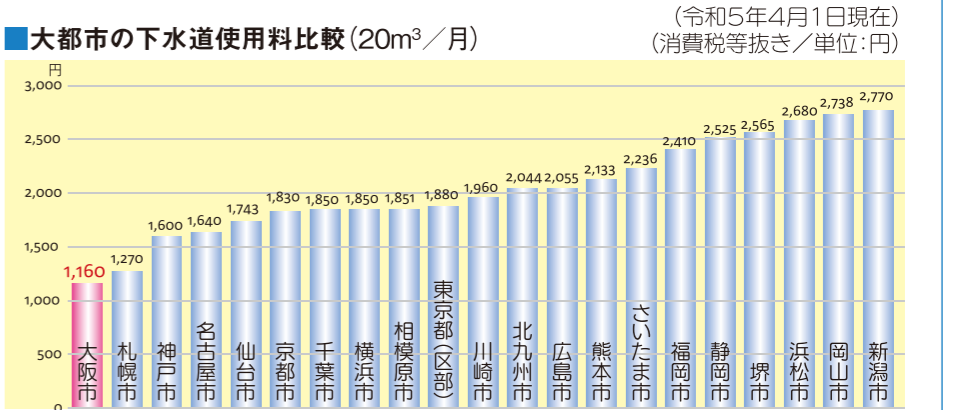
| 種別      | 使用水量                     | 単価   |     |
|---------|--------------------------|--|-----|
| 一般汚水    | 基本額                      | 10m <sup>3</sup> まで 550(円)                   |     |
|         | 超過額 (1m <sup>3</sup> 当り) | 11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>           | 61  |
|         |                          | 21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>           | 83  |
|         |                          | 31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>           | 103 |
|         |                          | 51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>          | 119 |
|         |                          | 101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>         | 136 |
|         |                          | 201m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>         | 159 |
|         |                          | 501m <sup>3</sup> ~1,000m <sup>3</sup>       | 180 |
|         |                          | 1,001m <sup>3</sup> ~5,000m <sup>3</sup>     | 215 |
|         |                          | 5,001m <sup>3</sup> 以上                       | 234 |
| 湯屋営業用汚水 | 基本額                      | 10m <sup>3</sup> まで 550                      |     |
|         | 超過額                      | 11m <sup>3</sup> 以上 (1m <sup>3</sup> につき) 18 |     |

| 水質区分                | BOD(又はCOD) SS |       |
|---------------------|---------------|-------|
|                     | 金額            |       |
| 201mg/l~300mg/l     | 17(円)         | 18(円) |
| 301mg/l~450mg/l     | 37            | 44    |
| 451mg/l~600mg/l     | 60            | 72    |
| 601mg/l~850mg/l     | 90            | 110   |
| 851mg/l~1,100mg/l   | 128           | 158   |
| 1,101mg/l~1,350mg/l | 167           | 206   |
| 1,351mg/l~1,600mg/l | 205           | 253   |
| 1,601mg/l~1,850mg/l | 243           | 301   |
| 1,851mg/l~2,100mg/l | 281           | 349   |
| 2,101mg/l~2,600mg/l | 323           | 410   |

※BODとCODは、いずれか大きい方の値とします。  
※排出量が1か月1,250m<sup>3</sup>以上である場合に徴収の対象となります。

## 大都市の下水道使用料

大阪市の下水道使用料は、使用水量10m<sup>3</sup>までは550円、それ以上は水量が多くなるほど単価も高くなる制度になっています。一般の家庭で1か月に使用する水量はおよそ20m<sup>3</sup>で、下水道使用料は1,160円になります。これは、大都市(東京都区部と政令指定都市)の中では、最も安価な下水道使用料となっています。



**下水道使用料の計算方法** 1か月に25m<sup>3</sup>使用している場合の1か月分は次のとおりです。  
**(550円+61円×10m<sup>3</sup>+83円×5m<sup>3</sup>) = 1,575円** (実際の使用料は、1,575円に消費税相当額を足して得た額)

地下水(井戸水や温泉水など)や雨水再利用水を使用する場合は、「公共下水道使用開始届」が必要です。(詳しくは建設局総務部経理課へ。)  
TEL.06-6615-7545



大阪市 公共下水道使用開始  検索